

新型コロナウイルス「第2波非常事態宣言」に伴う対応について

岐阜県より、新型コロナウイルス感染症に関する「第2波非常事態」の宣言を受け、
当社では日常的な感染予防策の継続を前提に3つの「密」の回避など感染拡大防止策を講じた上で、全社員の知恵と工夫を結集し、取り組んでまいります。

感染リスクに対して、お客様、ビジネスパートナー、勤務者およびその家族の安全確保・感染予防、感染拡大防止を最優先とする方針のもと、事業活動を進めます。

1. 感染予防と健康管理の徹底について

(1) 在宅勤務を交えた事業継続

- ・東京支店及び大阪支店については、在宅で可能な業務は在宅で行うことを基本とする。
- ・出勤する場合も感染防止の3つの基本や3つの「密」の回避を徹底し、時差出勤や出勤日時のチーム内での調整などを行う。

(2) 社内における感染予防・感染拡大防止ガイドラインの徹底

- ・お客様、ビジネスパートナーの来訪者に対する検温（37.5度以上の発熱者の入場制限）、マスク着用、手消毒、名刺（連絡票）の提出、を徹底する。
- ・お客様への訪問等においては、事前に訪問先の了解を得て対応する。

(3) 一般的な感染防止行動、健康管理の徹底

- ・毎日検温を行い、風邪の症状や発熱がある場合は出勤しない。医療機関を受診する場合は、事前にかかりつけ医等に相談の上、受診する。
- ・家庭内に加え、会社施設内、外出先でも手洗いを励行し、人混みや繁華街への不要不急の外出等は極力控える。

2. 勤務者に感染またはその疑いがある場合の対応

- ・PCR検査を勧められる等、感染疑いの時点で本社総務部に報告し、感染拡大防止に向けて在宅勤務・自宅待機を開始。
- ・勤務者が新型コロナウイルス感染と診断された場合は、当該本人は医療機関および保健所の指示に従う。
- ・感染者が在籍している各職場も保健所と連携の上、濃厚接触者の把握や職場の閉鎖、消毒などの対応をとる。

以上